

消費者被害救済のための新たな制度ができました！

個々の消費者が受けた被害を集団的に救済するため、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」が平成28年10月1日に施行されました。

Q1 どんな事案が対象になるの？



下の2つの例のように、購入した商品の代金返還を求めると、消費者と事業者との間で締結された消費者契約に関し、消費者が事業者に対して金銭の支払を求める場合です。

トラブル例①

強引な訪問販売に断りきれず、高額な教材を買わされてしまった！



トラブル例②

騙されて、高額な布団を買わされてしまった！



※ 製品事故や食中毒によって生命・身体に損害を受けたとして損害賠償を請求する場合や、個人情報が出たことにより精神的な苦痛を受けたとして慰謝料請求をする場合等、この手続の対象とならないこともあります。

※ この法律の施行前(平成28年10月1日より前)に締結された消費者契約に関する請求についても対象なりません。



まず、①個々の消費者ではなく、この手続を進めることができるものとして内閣総理大臣に認定された団体(特定適格消費者団体。以下、単に「団体」といいます。)が、事業者に対し、当該事業者が多くの消費者に共通して代金返還等の義務を負うことの確認を求める訴訟(共通義務確認訴訟)を提起します。

そこで事業者の義務が認められた場合、②個々の消費者の請求が認められるか判断される手続(簡易確定手続)に進みます。

新しい制度の手続の流れ

①

共通義務確認訴訟

共通義務確認の訴え

審理

判決・和解等

共通義務を認める判決等の場合

②

対象債権の確定手続

簡易確定手続

裁判所
手続開始決定団体
消費者への通知・公告消費者
団体への授權団体
裁判所への債権届出事業者
認否

争いがある場合

裁判所
簡易確定決定

決定に異議がある場合

異議後の訴訟

まずは団体が
手続を行います！



団体

消費者は②の段階から参加できます

私たちの請求も
お願いします



消費者

授權

まとめて手続します！



団体



団体は、②の手続が開始されると、連絡先を知っている消費者に対してこの制度の手続等の内容について通知をし、さらに、これらを団体のウェブサイトに掲載するなど、
の相当な方法により広く周知(公告)する必要があります。

これらを受けた個々の消費者は、それぞれ団体に対して自らの請求について手続を進めるよう求めることができます(授權)。

そして、消費者から授權をされた団体は、授權をした消費者の事業者に対する請求内容を裁判所に届け出ます(債権届出)。事業者はその内容を認めるか否かを検討し(認否)、団体と事業者との間で争いがある場合、裁判所によって速やかに判断されます(簡易確定決定)。なお、当事者がその判断に不服があるとして異議を申し立てると、通常の訴訟手続(異議後の訴訟)に進むこととなります。



同じトラブルはまとめて解決！

内閣府大臣官房政府広報室が運営する政府広報オンラインの「不当な勧誘や契約条項等による消費者トラブルに遭ったら「消費者団体訴訟制度」の活用を！」(<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201401/3.html>)にも詳しく紹介されています。